

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第11号（許可の基準）、第7条（保管設備） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第4条第1項及び第2項、 第2条第5項（営業所の移転の許可申請）
審 査 基 準： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備 考：